|  |
| --- |
| **ＥＬ０３．輸出畜産物検査申請** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＥＭＣ | 輸出畜産物検査申請 |

１．業務概要

「輸出畜産物検査申請事項登録」業務終了後、動物検疫所に対して輸出畜産物検査申請を行う業務である。

動物検疫所が申請を受付ける（輸出畜産物検査申請取り出し業務にて申請を取り出す）のは動物検疫所の執務時間内に限られる。

２．入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

特になし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

なし

（３）システム状態チェック

本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（４）ＤＢ関連チェック

（Ａ）利用者

①「ユーザ情報ＤＢ」に登録されている利用者であること。

②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）であること。

③輸出畜産物検査申請事項登録を行った利用者と同じであること。

（Ｂ）申請番号

①「輸出畜産物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②無効でないこと。

③取止めされていないこと。

④変更承認されていないこと。

⑤申請事項登録されていること。

⑥申請されていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）処理単位

申請番号単位で処理を行う。

（３）輸出畜産物検査申請ＤＢ更新処理

輸出畜産物検査申請を行った日時及び処理結果を、「輸出畜産物検査申請ＤＢ」に更新する。

（４）輸出畜産物検査申請情報出力処理

輸出畜産物検査申請情報を利用者に出力する。

（５）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸出畜産物検査申請情報 | なし | 入力者 |

７．特記事項

特になし。